

了 鳥取県公報

平成17年3月22日(火) 号外第34号

每週火:金曜日発行

次 目

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 人委規則 規則の一部を改正する規則(3)(給与課)......1

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成17年3月22日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第3号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正す る規則

第1条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥 取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」 という。) に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条にお いて「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動 別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削る。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係) 1~7 略	別表(第2条関係) 1~7 略
	<u>8</u> <u>関金町</u> 機 関 職
	議会事務局長局
	町長部局 課長 室長
	保育所 所長
	教育委員 教育長 次長
	会事務局

1				
			学校給食	所長
			センター	
			小 学 校	校長 教頭
			農業委員	局長
			会事務局	
<u>8</u> 🖩	各	9	略	
<u>9</u> 🛚	格	<u>10</u>	略	
<u>10</u> ■	格	<u>11</u>	略	
<u>11</u> 🛭	路	<u>12</u>	略	
<u>12</u> 🖩	洛	<u>13</u>	略	
<u>13</u> ■	格	<u>14</u>	略	
<u>14</u> 🖩	格	<u>15</u>	略	
<u>15</u> ■	格	<u>16</u>	略	
<u>16</u> ■	格	<u>17</u>	略	
<u>17</u> 🛭	格	<u>18</u>	略	
<u>18</u> ■	洛	<u>19</u>	略	
<u>19</u> 🛙	格	<u>20</u>	略	
<u>20</u> ∄	路	<u>21</u>	略	
<u>21</u> H	路	<u>22</u>	略	
<u>22</u> 🖩	路	<u>23</u>	略	
<u>23</u> ℍ	路	<u>24</u>	略	
<u>24</u> 🖩	路	<u>25</u>	略	
<u>25</u> ∄	路	<u>26</u>	略	
		<u>27</u>	関金町倉	吉市中学校組合
			機関	職
			教育委員	教育長
			会の補助	7,7,7
			機関	
			中学校	
<u>26</u> ■	冬	<u>28</u>	略	
27 H		<u>20</u> <u>29</u>		
	格	<u>30</u>		
29 H		31		
30 H		31 32		
31 B		33		
31 H			略	
33 H			略	
<u>33</u> 『 備考			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
佣伤	Ψ급	1佣?	ち 哈	

第2条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削除別

表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。)を削る。 次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後 改 正 前 別表(第2条関係) 別表(第2条関係) **1**~13 略

14 大山町

機関	職
議会事務	局長
局	
町長部局	課長 課長補佐(総務課に所属するも
	のに限る。)
支 所	支所長 課長
保育所	所長
診 療 所	所長
リハビリ	所長
センター	
教育委員	教育長 課長
会事務局	
学校給食	所長
センター	
公民館	館長
図書館	館長
中学校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員	局長
会事務局	

1~13 略

14 大山町

機関	職
議会事務	局長
局	
町長部局	課長 室長 課長補佐(総務課に所属
	するものに限る。)
	*** *** *** *** *** *** *** *** *** **
教育委員会事務局	教育長 課長
女争物问	
中学校	校長 教頭
小 学 校	校長教頭

<u>15</u> 名和町

機関	職
議会事務	局長
局	
町長部局	課長 出納室長
保育所	所長
教育委員	教育長 課長
会事務局	
学校給食	所長
センター	
中学校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員	局長
会事務局	

	16 中山町
	機関職
	議会事務 局長
	局
	町長部局 課長
	保育所所長
	教育委員 教育長 課長
	会事務局
	公 民 館 館長
	中 学 校 校長 教頭
	小 学 校 校長 教頭
	農業委員 局長
	会事務局
<u>16</u> 略	<u>18</u> 略
<u>17</u> 略	<u>19</u> 略
<u>18</u> 略	<u>20</u> 略
<u>19</u> 略	<u>21</u> 略
<u>20</u> 略	<u>22</u> 略
<u>21</u> 略	<u>23</u> 略
22 略	<u>24</u> 略
23 略	<u>25</u> 略
<u>24</u> 略	<u>26</u> 略
<u>25</u> 略	<u>27</u> 略
<u>26</u> 略	<u>28</u> 略
<u>27</u> 略	<u>29</u> 略
28 略	<u>30</u> 略
<u>29</u> 略	<u>31</u> 略
30 略	<u>32</u> 略
<u>31</u> 略	<u>33</u> 略
備考略	備考略

第3条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係) 1 略	別表(第2条関係) 1 略 <u>2</u> 郡家町

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長
保育所	所長
保健センター	所長
教育委員 会事務局	教育長 課長
中央公民 館	館長
学校給食 共同調理 場	所長
中学校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員 会事務局	局長

3 船岡町

機関	職
議会事務	局長
局	
町長部局	課長 出納室長
教育委員	教育長 次長
会事務局	
中学校	校長 教頭
小 学 校	校長教頭

<u>4</u> 八東町

機関	職
議会事務	局長
局	
町長部局	課長 出納室長 課長補佐(総務課に
	所属するものに限る。)
保育所	所長
隣 保 館	館長
地域福祉	所長
センター	
教育委員	教育長 課長
会事務局	
公民館	館長
学校給食	所長
共同調理	
場	

- <u>2</u> 略
- <u>3</u> 略
- 4 八頭町

/ <u>/ / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>	
機関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長 情報政策室長 課長 補佐(総務課に所属するものに限る。) 総務係長 財務係長 副主幹(人事、 給与又は予算に関する事務を行う副主 幹に限る。)
支 所	支所長 課長
保育所	所長
保健センター	所長
教育委員 会事務局	教育長 次長 課長
学校給食 共同調理 場	所長
公民館	館長
中学校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員 会事務局	局長

- <u>5</u> 略
- <u>6</u> 略
- <u>7</u> 略
- <u>8</u> 略
- <u>9</u> 略
- <u>10</u> 略

中学校	校長	教頭		
小学校	校長	教頭		
農業委員	局長			
会事務局				

- <u>5</u> 略
- <u>6</u> 略

- <u>7</u> 略
- <u>8</u> 略
- **9** 略
- <u>10</u> 略
- <u>11</u> 略
- <u>12</u> 略
- <u>13 淀江町</u>

機関	職					
議会事務	局長					
局						
町長部局	課長 出納室長					
保育園	園長					
教育委員	教育長					
会事務局						

	学校給食 所長
	センター
	中 学 校 校長 教頭
	小 学 校 校長 教頭
_ 略	 <u>14</u> 略
2 略	
略	<u>16</u> 略
略	<u>17</u> 略
略	<u>18</u> 略
略	<u>19</u> 略
略	<u>20</u> 略
略	<u>21</u> 略
略	<u>22</u> 略
略	23 略
略	<u>24</u> 略
各	<u>25</u> 略
各	<u>26</u> 略
恪	<u>27</u> 略
恪	<u>28</u> 略
略	<u>29</u> 略
格	30 略
各	<u>31</u> 略

附 則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。ただし、第2条の規定は同月28日から、第3条の規定は同月31 日から施行する。

8	平成1/年 3 月22日	火曜日	馬	拟	枈	公	郑	(号外)第34号
1								
1								